二十八　行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十九　地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

三十　次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ　ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注）　ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあっては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。　［新設］

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。